

28年度成立予算における政策評価体系図
【基本(実施)計画(28年3月策定)】

基本目標	
施策目標	
I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	
1 地域において必要な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	
2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	
3 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	
4 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	
5 感染症などの健康を脅かす疾患を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	
6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	
7 安全な医療製剤を安定的に供給すること	
8 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品・医療機器の振興を図ること	
9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
10 健康危機管理を推進すること	
11 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	
II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	
1 食品等の安全性を確保すること	
2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	
3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること	
4 国民生活を取り巻く化学物質による健康被害を防止すること	
5 生活衛生の向上・推進を図ること	
6 生活衛生関係事業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上・増進を図ること	
III ティーセンターワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	
1 労働条件の確保・改善を図ること	
2 最低賃金における中小企業・小規模事業者への支援をすること	
3 安全・安心な職場づくりを推進すること	
4 勤労災害に被災した労働者の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	
5 勤労者生活の充実を図ること	
6 バートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進とともに、在宅就業及び室内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標VI施策目標1-1を参照)	
7 安定した労使関係等の形成を促進すること	
8 個別労働紛争の解決の促進を図ること	
9 勤労保護適用微収事業の適正かつ円滑な実施を図ること	
10 勤労保護適用促進及び労働保険料等の適正徵収を図ること	
IV 就労のあるすべての人が働きこなせるよう、労働市場において労働者の雇用の安定を図ること	
1 労働力需給のスマッシュの解消を図るために需給調整機能を強化すること	
2 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること	
3 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	
4 勤労者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	
5 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	
6 未経験者等の支援により、求職活動中の生活の保障等を行うこと	
7 給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと	
8 就労保護適用微収事業の適正かつ円滑な実施を図ること	
9 勤労保護適用促進及び労働保険料等の適正徵収を図ること	
V 労働者の職業能力の開拓及び自立を図ることとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	
1 多様な職業能力開拓の機会を確保すること	
2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	
3 働く者の職業生涯を通じた雇用の安定・促進を図ること	
4 現場力の強化と技能の継承・振興を推進すること	
5 技能継承・振興のための施策を推進すること	
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを育む育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること	
1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	
2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	
3 地域における子育て支援等の施設を整備すること	
4 保育所の児童収容数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを提供すること	
5 親子保健衛生対策の充実を図ること	
6 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること	
7 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	
 VII ナショナル・ミニマムを達成し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	
1 生活困窮者に対する適切な福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	
3 戦没者、戦没者遺族の支援、戦没者遺族等による支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	
4 戦没者遺族の慰霊行事を行なうことにより、戦没者遺族を慰藉すること	
5 中国残留邦人等の円滑な帰國を促進するとともに、永住帰国人の自立を支援すること	
6 4日陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進進すること	
 VIII 防障のあるあらゆる人の暮らしと働くことを可能にする社会づくりを推進すること	
1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	
2 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	
3 障害者の雇用を促進すること(基本目標IV施策目標3-1を参照)	
4 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標IV施策目標3-1を参照)	
5 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	
6 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	
 IX 國際化時代にふさわしい労働行政を推進すること	
1 國際社会への参画・貢献を行うこと	
2 國際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること	
3 二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること	
4 國際化に応じた施策を推進すること(再掲)	
5 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	
 X 國際化時代にふさわしい保健衛生行政を推進すること	
1 國際社会への参画・貢献を行うこと	
2 國際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること	
3 二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること	
4 國際化に応じた施策を推進すること(再掲)	
5 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	
 XI 國民生活の向上に關わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること	
1 国立試験研究機関の運営が効果的な運営を確保すること	
2 研究を支援する体制を整備すること	
3 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること	
4 厚生労働分野の研究開発を推進すること(再掲)	
5 感染症の発生・まん延の防止等を図るためにの研究開発を推進すること(基本目標I施策目標5-1を参照)	
6 治療方法が確立していない特殊な疾患の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標I施策目標5-2を参照)	
7 新医薬品・医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標I施策目標8-1を参照)	
8 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るためにの研究開発を推進すること(基本目標I施策目標10-2を参照)	
9 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標I施策目標1-1を参照)	
 XII 國民生活の利便性の向上に關わるIT化を推進すること	
1 電子行政推進に関する基本方針を推進すること	
2 行政分野でのIT(情報通信技術)の活用と共に併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	
3 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること	
4 医療・健康・介護・福祉分野における情報化を推進すること(再掲)	
5 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標I施策目標3-1を参照)	
6 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	
7 仕事と生活の調和を図るためにの情報化の取組みを推進すること(基本目標III施策目標4-1を参照)	
8 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るためにの情報化の取組みを推進すること(基本目標IV施策目標1-1を参照)	
9 女性の労働・育成・職場環境の改善等を図るためにの情報化の取組みを推進すること(基本目標VII施策目標1-1を参照)	
 XIII 國民に貢献されるとともに、個人一人一人がやりがいを持って働くことができる体制を確立すること	
1 情報発信・情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること	
2 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと	
3 ゴスト意識・ムラ削減を徹底したための取組みを進めること	
4 職員の育成と職場環境の改善を図ること	
5 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとらわれない適材適所の人事を推進すること	
6 省に不する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること	
7 職員一人一人がやりがいをもって業務を行なうことができるよう、職場環境の改善等を進めること	
8 政策の企画・立案に時間を割くことができる体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること	

29年度概算要求における政策評価体系図
【基本(実施)計画(29年3月策定(予定))】

政策評価調査番号

基本目標	
施策目標	
I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	
1 地域において必要な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	I-1-1
2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	I-2-1
3 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	I-2-2
4 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	I-3-1
5 医療安全確保対策の推進を図ること	I-3-2
6 感染症など健康を脅かす疾患を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	I-4-1
7 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	I-5-1
8 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること	I-5-2
9 適正な移植医療を推進すること	I-5-3
10 原子爆弾被爆者等を援護すること	I-5-4
11 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	I-6-1
12 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	I-6-2
13 医薬品の適正使用を推進すること	I-6-3
14 安全な血液製剤を安定的に供給すること	I-7-1
15 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること	I-8-1
16 全国民に必要な医療を確保できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	I-9-1
17 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	I-9-2
18 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	I-10-1
19 地域住民の健康寿命を増加させるとともに、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	I-10-2
20 安心・安心感の醸成による死者の減少を図ること	I-10-3(再掲)
21 健康の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標IX施策目標3-1を参照)	I-10-4(再掲)
22 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標IX施策目標3-1を参照)	I-10-5(再掲)
II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	I-11-1
III 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</b	